

大分県「九州ふっこう割」事業国内向け旅行商品等補助金交付要綱の一部改正 ※下線部が改正箇所

改正	現行
<p>(交付の対象及び補助率 (補助金額))</p> <p>第2条 本事業の対象となる事業は、旅行会社が企画する募集型企画旅行商品及び受注型企画旅行商品のうち、大分県内への宿泊を伴うもの、または日帰りで大分県内を主たる目的地とするもの(募集型企画旅行商品に限る)を対象とする。</p> <p>2 補助金の交付の対象となる旅行会社(以下、「補助事業者」という。)は、事業の対象となる旅行商品の販売に際しては、本事業であることを明らかにするために本事業専用のロゴ及びキャッチコピーを使用するとともに、<u>本来の価格又は割引後の価格と交付金による割引額を明示し、消費者が明確に認知できる表示</u>とすること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(交付の対象及び補助率 (補助金額))</p> <p>第2条 本事業の対象となる事業は、旅行会社が企画する募集型企画旅行商品及び受注型企画旅行商品のうち、大分県内への宿泊を伴うもの、または日帰りで大分県内を主たる目的地とするもの(募集型企画旅行商品に限る)を対象とする。</p> <p>2 補助金の交付の対象となる旅行会社(以下、「補助事業者」という。)は、事業の対象となる旅行商品の販売に際しては、本事業であることを明らかにするために本事業専用のロゴ及びキャッチコピーを使用するとともに、本来の旅行価格と割引額を明示し、助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること。</p> <p>(以下略)</p>